

しずおか優良木材とは？



しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認定審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。品質、含水率(木材の乾燥具合)、強度などの項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのがしずおか優良木材製品です。

しずおか DRY



しずおか優良木材認証マーク

しずおか優良木材製品品質規格基準（抜粋）

材種	品質基準	寸法基準	乾燥基準	強度基準
構造用製材	区分	基準	表示された寸法と測定した寸法との差が下表の右欄に掲げる数値以下であること (単位: mm)	含水率20%以下とする。ただし、化粧材用未仕上げ材については、仕上げ後の含水率が20%以下になるようにする。
	丸身	なし		
	曲り	0.2%以下		
	その他欠点	軽微		
造作用製材	区分	基準	表示された寸法と測定した寸法との差が下表の右欄に掲げる数値以下であること (単位: mm)	含水率15%以下とする。
	丸身	なし		
	曲り	1.0%以下		
	割れ	なし		
建木材質	区分	基準	表示された寸法と測定した寸法との差が下表の右欄に掲げる数値以下であること (単位: mm)	AQ認証に基づき製造された製品であること
	丸身	なし		
	曲り	1.0%以下		
	その他欠点	軽微		

※ 原材料は、静岡県産材証明制度により県産材であることが証明できるもの。また、合法性が証明されたものであること。

森林認証制度とは？

3つの認証機関

森林認証制度とは、森林が持続可能性に配慮し適切に管理されているかを、第三者機関が国際基準に基づき審査、認証する制度です。認証制度内にFM認証とCoC認証の2つがあり、適切に管理されている森林を認証するのがFM認証、認証された森林から産出された木材を、適切に管理・加工していることを認証するのがCoC認証です。



申込・問合せ

静岡県森林組合連合会

E-mail s-wood@s-kenmori.net

URL <http://www.s-kenmori.net/kinoie>

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

TEL.054-253-0195 (土曜・日曜・祝祭日は休業)

FAX.054-253-2328



問合せ

静岡県林業振興課

TEL.054-221-2691 E-mail rinshin@pref.shizuoka.lg.jp



令和7年度住んでよし しずおか木の家推進事業

しずおか木の家 住宅補助制度

最大30万円助成!

+最大10万円加算(森林認証材の使用量に応じて)

リフォームに最大14万円!

+最大4万円加算(森林認証材の使用量に応じて)

第27回静岡県住まいの文化賞優秀賞 しずおか優良木材賞(富士市)

第23回静岡県住まいの文化賞優秀賞(浜松市)

第23回静岡県住まいの文化賞優秀賞(浜松市)

静岡県森林組合連合会

令和7年度「住んでよししずおか木の家推進事業」のご案内

～静岡県生まれの木で家も建てよう!!～

◎「しずおか優良木材等」の品質の確かな県産材製品を使って、住宅を新築・増改築、リフォームする方に補助します。

1

1 申込内容

申込期間:4月1日～2月20日（必着）

※補助棟数は新築・増改築520棟程度、リフォーム500棟程度。（いずれも予算範囲内において先着順）

■ 補助額（1 棟当り）

補助内容	しずおか優良木材等の使用量・使用面積			補助金額	上限額
新築・増改築	4㎡以上	住宅全体の木材量に占める県産材の使用割合	50%以上	15,000円/㎡×使用量㎡ ※	30万円
			50%未満	10,000円/㎡×使用量㎡ ※	20万円
⊕ 森林認証材加算	しずおか優良木材等のうち森林認証材の使用量に応じて加算			5,000円/㎡×使用量㎡ ※	10万円
リフォーム	仕上材 10㎡以上			3,500円/㎡×使用面積㎡ ※	14万円
⊕ 森林認証材加算	しずおか優良木材等のうち森林認証材の使用量に応じて加算			1,000円/㎡×使用面積㎡ ※	4万円

※使用量および使用面積は小数点以下切り捨て

2

2 申込条件

次の条件をすべて満たす場合に、申込できます。

【共通の条件】

(1) 自らが居住するために、静岡県内において、住宅を取得（新築・増改築）すること、または、住宅をリフォームすること。

(2) しずおか優良木材等を使った部分の施工完了が3月8日までであること。

(3) 施工者は、県内に事業所または営業所を有する建築業者等であること。

(4) 住宅を新築・増改築、リフォームする設計者または施工者が「しずおか木の家推進事業者」であること。

(5) アンケートや住宅見学会開催に協力できること。

(6) 施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度によって産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。

【新築・増改築する場合】

・「しずおか優良木材等※」を4㎡以上使用すること。

※しずおか優良木材等とは…………… ●しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品
●静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明されたJAS・JIS製品

※本事業における森林認証材とは… ●持続的な管理が行われている認証森林から生産された木材のことで、森林認証（CoC認証）を取得した事業体が分別管理し、製材・加工した製品

※【住宅全体の木材量に占める県産材の使用割合の算定方法】しずおか優良木材等の使用量（単位：㎡）を、延床面積（単位：㎡）に0.2㎡/㎡を乗じて得られる数値で除して得られる割合
例）しずおか優良木材等：10㎡ 延床面積：100㎡の場合 ●木材総使用量 100㎡×0.2㎡/㎡＝20㎡ ●使用割合 10㎡÷20㎡×100＝50％

【リフォームする場合】

・仕上材に、「しずおか優良木材等」を10㎡以上使用すること。

3

3 申込方法

下記期限までに、静岡県森林組合連合会あてに、次の書類を郵送または直接持参してください。（最終面参照）

提出書類	注文住宅	建売住宅	リフォーム
(1) 補助金交付申込書	● 様式第4号	● 様式第5号	● 様式第6号
(2) 木びろい表	● 様式第16号		● 様式第17号
(3) 現地案内図	●		●
(4) 各階平面図 ※リフォームの場合は使用面積の根拠となる図面	●		●
(5) 建築確認済証（写）	●		
(6) 工事請負契約書等（写）			●
(7) 売買契約書（写）と写真（全景）		●	
(8) しずおか木の家証明書（様式3号）		● 様式第3号	
書類提出期限	上棟の2週間前	購入後1か月以内	補助対象工事着手の2週間前

